

穂積駅南土地区画整理事業に関する都市計画(素案)の説明会を開催しました

先日、都市計画法第16条第1項に基づき開催しました穂積駅南土地区画整理事業に関する都市計画(素案)の説明会では、大変お忙しい中、ご参加いただきありがとうございました。

説明会にていただいたご意見やご質問と、それに対する市の回答をまとめましたので、報告させていただきます。

1. 説明会の概要

開催日時：令和6年2月1日(木) 19時00分～20時00分

開催場所：瑞穂市民センター 大ホール

説明内容：穂積駅南土地区画整理事業に関する都市計画(素案)について

- ・岐阜都市計画土地区画整理事業(穂積駅南土地区画整理事業)の決定(素案)
- ・岐阜都市計画道路(駅前線：穂積駅南口駅前広場)の変更(素案)

2. 参加状況

参加者数：21人

3. いただいた主なご意見・ご質問と回答

ご質問・ご質問	市の回答
・施行区域に関すること	
施行区域に旧商店街を含めないのはなぜか。	「瑞穂市」R穂積駅周辺整備基本計画にあるとおり、駅前広場の整備に影響する範囲と環境改善が望まれる範囲が重なる最小限のエリアとしています。
旧商店街を含めた東側の地域の方から「土地区画整理事業の施行区域に入れて欲しい」との声はなかったのか。	地域の皆様へ駅周辺のまちづくりに関する情報をニュースレター等でお知らせしていますが、施行区域に関するご意見やご要望等はいただいております。
なぜ駅南のAエリアと駅北のBエリアを別々に整備するのか。	「瑞穂市」R穂積駅周辺整備基本計画において、整備による利便性の向上と魅力の創出への即効性が高いAエリアから整備を行うこととしています。
・土地利用計画に関すること	
まちの発展のための事業ではなく、駅前広場整備のための事業に見える。商店がなければ、人は集まらない。衣食を伴う施設が必要だと思う。	駅前広場周辺の混雑緩和やまちの更新の停滞などの課題解決のため、交通形態等を整えていく必要があると考えています。 土地利用は、地権者の皆様の土地利用意向に沿って計画していきたいと考えています。

ご質問・ご質問	市の回答
・スケジュールに関すること	
事業はどのくらいの期間を考えているのか。	「瑞穂市」R穂積駅周辺整備基本計画」において、Aエリアは10年後、Bエリアは30年後の完成を目途に事業を進めていくこととしています。
・その他	
「瑞穂市」R穂積駅周辺整備基本計画」のロードマップに示す「緩やかに改善するエリア」についても、土地区画整理事業での整備を考えているのか。	「緩やかに改善するエリア」の整備手法は、決定していません。今後の検討の中で、面的な整備が有効と判断した際には、土地区画整理事業による整備も考えられます。
人口減少や技術の進歩などもあり、現時点で30年先を見越すことは難しいのではないかと。	現時点で全ての整備内容が確定しているわけではありません。新しい技術など効果的で予算的に取り入れることが可能なものは、活用して計画をしていきたいと考えています。
駅前広場に隣接するエリアを「商業・交流にぎわいゾーン」としているが、商業施設は駅と直結させることで利用が促進されると思う。 ペDESTリアンデッキなどで繋いだ方が良いのではないかと。	穂積駅は、盛土形状の2階部分にあり、ペDESTリアンデッキで繋げる場合には、3、4階の高さに設置することが想定されることや、穂積駅周辺に名古屋駅周辺にあるような商業店舗が配置されることは現実的ではないことから、身の丈にあった整備や土地活用方法を検討しています。